

やまびこ

vol.47
2015.09

題字／坂本昭文

まちとむら 未来をひらく 広域連合 南部町 伯耆町 日吉津村



●平成26年度決算の概要2
●職員異動のお知らせ／ 情報公開状況3
●平成27年度から 保険料が変わります4
●住み慣れた我が家で暮らしたい ～福祉用具の貸与・購入と住宅改修～6
●「介護給付費のお知らせ」を送付します シルバー川柳7
●地域包括支援センターについて8

平成26年度南部箕面屋広域連合決算の概要

平成27年8月18日の定例議会で承認されました。

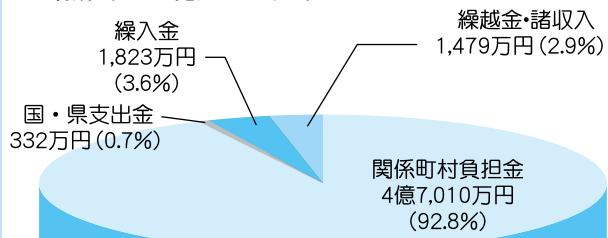
一般会計決算

歳入は5億644万円、歳出は5億256万円となり、昨年度と比べ、歳入は2,420万円(5%)の増加、歳出は2,296万円(4.8%)の増加となりました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた388万円を翌年度に繰り越ししました。

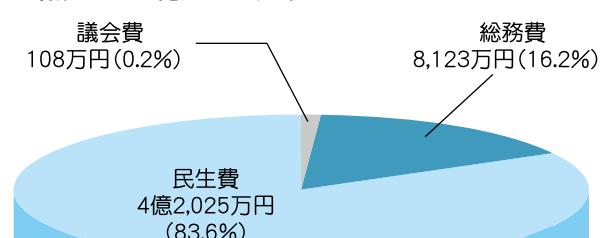
歳出の主なものは介護保険特別会計への給付費等繰出金、介護保険システム及び機器等の保守委託料、町村派遣職員給与等負担金です。

また、平成26年度は制度改正等に伴う介護システム改修のため、総務費が増加しました。

■歳入 5億644万円



■歳出 5億256万円



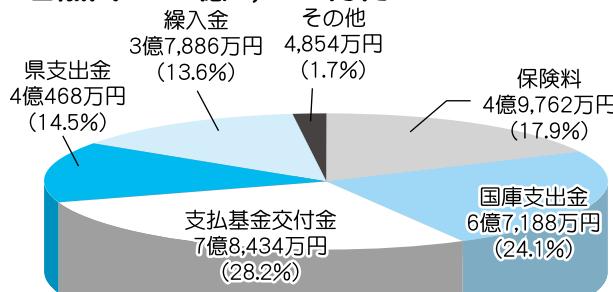
介護保険事業特別会計決算

歳入は27億8,592万円、歳出は27億7,920万円となり、昨年度と比べ、歳入は1億6,215万円(6.2%)の増加、歳出は2億380万円(7.9%)増加しました。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた672万円を翌年度に繰り越しました。

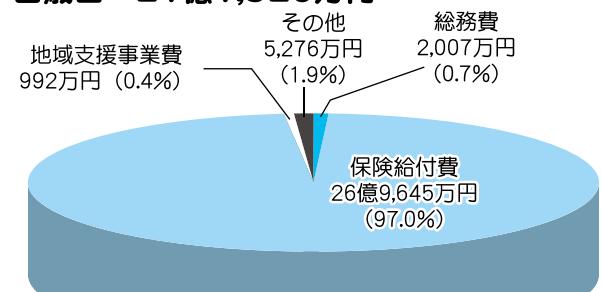
歳入では、65歳以上の被保険者が増加したことにより介護保険料が増加しました。また、給付費の伸びによる国・県支出金、支払基金交付金も増加しました。

歳出では、介護保険サービスの費用である保険給付費が昨年度に比べ1億6,388万円(6.5%)増加しました。

■歳入 27億8,592万円



■歳出 27億7,920万円



★職員の異動のお知らせ

所 属	新	旧
事務局(4月1日付)	池田 祥子(南部町から派遣)	番原 佳子 保健師(派遣終了)
	潮 智博 (生活支援コーディネーター)	
事務局(7月1日付)	高崎 珠理恵(日吉津村派遣)	山口 由希(派遣終了)
南部地域包括支援センター(4月1日付)	前田 知子 保健師	石口 妙子 保健師
	生田 夕 社会福祉士	福山 典子 社会福祉士
日吉津地域包括支援センター(4月1日付)	今井 美絵 社会福祉士	上田 佑也 社会福祉士

★南部箕面屋広域連合議会議員が選出されました。

日吉津村議会議員の改選によって、日吉津村議会から選出された広域連合議会議員は次の2人です。

橋井 満義 議員 井藤 稔 議員

6月29日の臨時議会で議長・副議長が就任されました。

議長 篠原 天 議員(伯耆町選出) 副議長 秦 伊知郎 議員(南部町選出)

★南部箕面屋広域連合選挙管理委員が選出されました。

選挙管理委員の改選によって選出された広域連合選挙管理委員は次の4人です。

板 竹利 委員(南部町) 金田 宏 委員(伯耆町)
金田 政雄 委員(伯耆町) 門脇 真一 委員(日吉津村)

★情報公開状況

平成26年度 南部箕面屋広域連合情報公開施行状況

- 情報公開条例に基づく施行状況・・・・・・開示請求2件
【介護保険運営協議会議事録など】 (開示2件・不開示0件)
- 個人情報保護条例に基づく施行状況・・・・・・開示請求90件
【施設入所に必要な主治医の意見書など】 (開示90件・不開示0件)

平成27年度から保険料が変わります

介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに見直されます。今年度は第6期事業計画（平成27年度から平成29年度）の初年度です。

65歳以上の人の介護保険料は、広域連合全体で介護保険サービスの利用にかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、本人と世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められます。

第6期介護保険料は鳥取県下で最も安い金額となりました。



平成27年度介護保険料（年額）

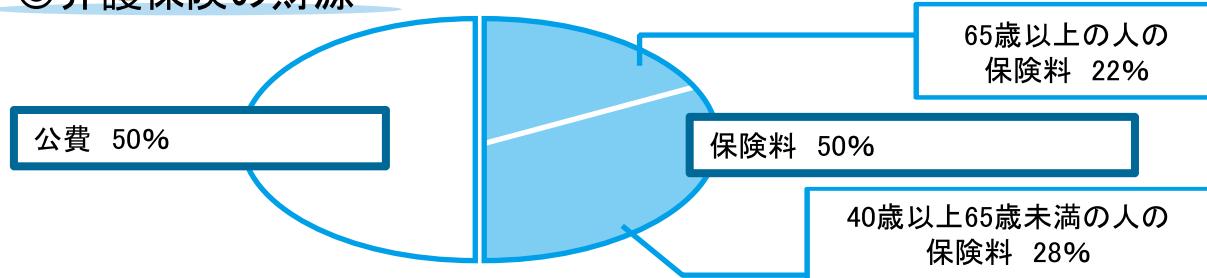
段階	対象者	計算方法	保険料額（年額）
第1段階	生活保護受給者・町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.45	29,300円
第2段階	町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が80万円を超える120万円以下の人	基準額×0.75	48,700円
第3段階	町村民税世帯非課税で公的年金収入+合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.75	48,700円
第4段階	町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	58,500円
第5段階	町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入+合計所得金額が80万円を超える人	基準額	65,000円
第6段階	町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	78,000円
第7段階	町村民税本人課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	84,500円
第8段階	町村民税本人課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	97,500円
第9段階	町村民税本人課税で、合計所得金額が290万円以上490万円未満の人	基準額×1.7	110,500円
第10段階	町村民税本人課税で、合計所得金額が490万円以上の人	基準額×1.8	117,000円

○介護保険はみんなで支えあう制度です

介護保険は、『公費』と40歳以上のみなさんが納める『保険料』を財源に運営しています。

サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上の方が被保険者となり介護が必要になったときにサービスが利用できる制度ですので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。

○介護保険の財源



介護保険料は大切な財源です

だれもが安心してサービスが利用できるように保険料は忘れずに納めましょう。

○普通徴収による介護保険料の納付について

○平成27年度の各期の納期は次のとあります。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月28日	2月1日	2月29日

○年度途中で65歳になられた方や、転入してこられた方は、すぐには特別徴収(年金からの天引き)にはなりません。広域連合から納付書が届きますので、納期限までに金融機関で納めてください。

○介護保険料の納付は安心で確実な口座振替をご利用ください。15日までに手続きをされると翌月から口座振替が開始されます。

□口座振替を希望される方は、「通帳」「印鑑(通帳の届け出印)」「納付書」をもって、引き落としを希望される金融機関の窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入してお申し込みください。

介護保険料を納めないと・・・

介護保険料は2年で時効が到来するため、2年を経過すると保険料を納めたくても納めることができなくなります。

介護保険料を滞納していると、サービスを利用するときに、滞納の期間に応じて給付が受けられない等の制約がかかるようになります。

1年以上
滞納すると

サービスを利用したときに、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで介護給付部分(9割部分)を南部箕面屋広域連合から払い戻す(償還払いする)ようになります。

1年6カ月以上
滞納すると

償還払いになった介護給付費(9割部分)の一部または全部を一時差止めます。なお滞納が続く場合は、差し止めた給付費から保険料を差し引かれることもあります。

2年以上
滞納すると

時効が到来し納付できなくなった介護保険料があると、その未納の期間に応じて本来1割負担をする利用者負担額が3割に引き上げられ、高額介護サービス費などの支給が受けられない期間が発生します。

住み慣れた我が家で暮らしたい

～福祉用具の貸与・購入と住宅改修～

要介護（要支援）の認定を受けている方が、できるだけ住み慣れた自宅で、自立した生活が送れるよう、福祉用具の貸与や住宅改修費の支給などサービスがあります。



福祉用具貸与

日常生活を助けるための福祉用具を借りることができます。

対象となる用具

- ・車いす
- ・特殊寝台（介護ベッド）
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト
- ・自動排泄処理装置（特殊尿器）
- ・手すり（工事を伴わないもの）
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・スロープ（工事を伴わないもの）

福祉用具購入費の支給

日常生活の自立を助けるため、排泄や入浴に用いる福祉用具の購入に係る費用について支給限度基準額内で支給します。

対象となる用具

- ・腰掛便座（ポータブルトイレ）
- ・入浴補助用具（入浴いす、浴槽用手すり、入浴台など）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品

住宅改修費

住宅の段差解消や手すりの取付けなどにかかる、小規模な改修の費用を支給します。

対象となる工事

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止などのための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・洋式便器等への便器の取り替え

受領委任払い制度をはじめました。

介護保険を利用した福祉用具購入や住宅改修をするときは、購入・改修費用の全額をいったん事業者に支払い、その後に保険給付の対象となる金額分が給付される償還払いが原則になっています。

南部箕面屋広域連合では、平成27年7月から、希望する方は自己負担額分のみを事業者に支払い、残りの部分（支給上限額有）を連合が直接、登録された事業者に支払う、受領委任払いの利用も選択できるようになりました。

制度を利用するにあたっての注意点

登録事業者でないと受領委任払はできません。事業者に確認いただくな広域連合のホームページでお確かめください。

※申請後の支給方法の変更はできません。

※住宅改修費も福祉用具購入費も支給上限額があります。支給上限額を超えた部分については全額自己負担となりますので、ご注意ください。

※保険料の滞納により、給付制限を受けている方は「受領委任払い」をご利用になれません。（償還払いのみとなります。）

介護サービスを利用されている方へ

『介護給付費のおしらせ』を送付します

南部箕面広域連合では年に1回、介護保険のサービスを利用されている方に「介護給付費のお知らせ」をお送りしています。



このお知らせはみなさんが利用された介護サービスの種類や費用を確認し、適切な介護サービスを受けていただくためにお知らせするものです。

平成27年8月に介護サービスを利用された方へ、10月ごろにお知らせを送ります。お持ちの領収書等と照らし合わせて、利用した内容と一致しているかご確認ください。

～シルバー川柳～

やまびこ vol.46 (2015.03)で募集しましたシルバー川柳を紹介します。

- 救急車 神や佛の 令綱
- 診察で 待つも人生 修行なり
- ストレスを 食べ過ぎ過ぎて メタボ前
- 何病も 早い診断 有る命



ご応募ありがとうございました。

引き続き シルバー川柳 を募集します

自分が歳を重ねてふと感じることや介護に関すること、健康のために気をつけていることなど、日ごろの生活の中のちょっとしたでき事を5・7・5のリズムにあわせて表現してみませんか。

みんなさんの作品のご応募をお待ちしています！

- 応募内容 高齢者をテーマにした川柳（氏名またはペンネームをつけてください）
- 応募・お問い合わせ先

南部箕面広域連合事務局

TEL : 0859-39-6222 FAX : 0859-39-6223

E-mail : nan-mino@sanmedia.or.jp

住所 : 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けることができるよう、さまざまな方面から高齢者の皆さんを支える機関です。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されており、互いに連携を取りながら「チーム」として皆さんを支えます。



高齢者のみなさんの生活を支援します

- ・介護や健康のことだけでなく生活全般についての相談や悩みにお応えします。
- ・高齢者のみなさんが自立して生活できるように、介護予防のお手伝いをします。
- ・成年後見制度の紹介や虐待の早期発見など、高齢者の権利を守ります。

地域の中で次のようなことでお困りのことはないですか？

- ・介護保険サービスを利用したいが誰に相談していいか分からない。
- ・最近、自分や家族の物忘れがひどくなってきた。
- ・地域での見守りが必要な高齢者がいる。

例えば・・・最近家に閉じこもって姿を見ない。

地域の中で孤立している。

認知症による徘徊がある。

消費者被害にあっているかもしれない。

虐待を受けているかもしれない。

等

高齢者が安心して地域で暮らし続けるためには、地域で共に支え合いながら、心配な高齢者を見守っていく取り組みが必要です。そのためには、地域の誰もが見守りに関わる意識を持つことが大切であり、住民同士がさりげなく気遣い合い、困ったときに遠慮なく助けを頼めるような地域社会づくりが求められています。

そして、このような「地域の力」だけでは解決できない困難なケース等については、地域包括支援センターが様々な機関と連携し、専門性を活かした見守りを行い、地域を支えていきます。家庭や地域でこうした何か気がかりなことを感じたら、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

【問合せ先】

南部地域包括支援センター
南部町役場健康福祉課内
(健康管理センターすこやか)
電話：66-5524

伯耆地域包括支援センター
伯耆町役場健康対策課
生活相談室内
電話：68-4632

日吉津地域包括支援センター
日吉津村役場
福祉保健課内
電話：27-5952